



A 支給されます 請求を早く 労基法の「管理監督者」には該当せず

Q 管理職手当受給の隊長に時間外勤務手当等は支給されるのか

私は、消防隊の隊長です。役職は主幹です。現場に出動すれば、私が指揮をとります。管理職手当の支給を受けていますが、夜間に出動しても、時間外勤務手当、夜間勤務手当はもっていません。祝日に出動しても休日勤務手当はもっていません。名古屋高裁で、管理職手当の支給を受けている人も、時間外勤務手当等がもらえるとの判決が出たと聞きましたが、私の場合はもらえるのでしょうか。

労働基準法41条2号に「管理監督者」という言葉が出てきます。管理監督者に対しては、残業手当を支払わなくてもよいことになっています。

この「管理監督者」の意味については、既に判例は確定しており、「経営者と一体的な立場において、労働時間、休憩および休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されるような重要な職務と責任、権限を付与され、実際の勤務態様も労働時間等の規制にないままに立場において、その一方で、賃金等の待遇面でも他の一般の従業員に比してその地位に相応しい優遇措置が講じられていること」や、自己の労働時間を自ら管理できることから、労基法の労働時間等に関する規制を及ぼさなくてもそのほかにかかることはないかと考えられるという見解も

名古屋高裁で明確な判決の「と言われています。管理監督者にあたるかどうかは、資格や職位の名称にとらわれることなく、職務内容、責任と権限、勤務態様によって判断します。

名古屋高裁で明確な判決の定義からすれば、消防隊の隊長であっても、自分の労働時間を管理されている者は、管理監督者とは言い難いのは明らかでしょう。一般に、消防署で、管理監督者と呼ばれるのは消防署長や、それに準じる人くらいです。質問の中に出てくる名古屋高裁平成21年11月11日判決は、質問者同様、現場指揮を執っていた主幹・副主幹について、管理職手当はもっていても管理監督者ではないと明確に結論づけています。そして、彼らに対し、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の支給を命じて

宝物発見

ティーグラウンド
消防職員ネットワーク
前役員 中村 茂さん



私の住居は、神戸市北区上津台(神戸北プレミアムアウトレットが隣接)で緑の多い街です。そんな私の家の庭にはティーグラウンドがあります。30㎡程度ですが素晴らしい芝生に仕上がっています。もちろん孫(結羽)も大事な宝物ですが…。

よって、あなたの場合も、もっていない時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当を請求できません。給与である以上2年で消滅時効にかかりますので、早く請求した方がよいですよ。

(弁護士 福井 悦子)

あなたは、知っていますか。本紙の消防Q&Aで明らかになったように、管理職手当を支給されている消防職員に時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当が支給されます。そのためには給与条列を改正する必要があります。改正するためには、一定の運動がとめられるので、職員の団結が必須になります。

(細井郁秀)

編集後記

消防職員の団結権のあり方に関する検討会

第1回・第2回開催



団結権のあり方検討会(2010年1月22日)

消防職員の団結権のあり方に関する検討会 構成員(五十音順)

座長 小川淳也(おがわじゅんや)	総務大臣政務官
青山佳世(あおやまかよ)	フリーアナウンサー
荒木尚志(あらかたかし)	東京大学大学院教授
岡本 博(おかもとひろし)	全日本自治団体労働組合書記長
川田弘二(かわたこうじ)	茨城県稲敷郡阿見町長
菅家一郎(かんけいちろう)	福島県会津若松市長
吉川隆子(きっかわとしこ)	慶應義塾大学准教授
木村裕士(きむらひろし)	日本労働組合総連合会総合企画局長
迫 大助(おこだいすけ)	全国消防職員協議会会長
下井康史(しもいやすし)	新潟大学大学院教授
辻 琢也(つしたくや)	一橋大学大学院教授
人羅 格(ひとらただし)	毎日新聞社論説委員
三浦孝一(みうらたかいち)	京都市消防局長

昨秋の総務大臣発言「消防職員の団結権の付与を検討するよ」(総務省に指示)を受け、1月から「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」(以下、「団結権のあり方検討会」と記す)が総務省で二度開催されました。その概要をお伝えします。

団結権のあり方検討会の第1回が1月22日午後2時から4時まで、第2回が2月26日午前10時から正午まで総務省で開かれました。民主克が掲げる政治主導を反映して、検討会の座長には、総務省政務官の小川淳也が就任しました。

3月26日に団結権のあり方検討会第3回(実態調査)が埼玉県内の消防本部で開催されました。視察先は、春日部市、越谷市、吉川松伏消防組合の各消防本部です。小川政務官ほか検討会委員が訓練の様子や施設を視察しました。あわせて職員との意見交換がありました。

●今後のスケジュール
4月、5月に関係者・関係団体へのヒアリング

●夏にこれまでのヒアリング・意見交換等を踏まえて論点整理、意見交換(2回程度)
●秋に、取りまとめに向けて基本的な考え方について意見交換(とりまとめ)(2回程度)
●今年の秋には報告書がまとめられます。なお、消防職員ネットワークと自治労連へのヒアリングが5月21日に実施予定です。

また、関係団体は10対象あります。自治体関係団体には、全国市長会、全国町村会、全国知事会があります。消防関係団体には、全国消防長会、日本消防協会があります。

3月3日に全国消防長会会長から全国の消防長あてに、「消防職員の団結権付与等に対する意向調査について」というアンケートの依頼が発信されました。回答期限が3月10日でした。この結果がヒアリングで発表されると推察されます。また、3月に全国市長会でもすべての市長あてに「消防職員の団結権に関するアンケート」の依頼がありました。回答はインターネットを利用して行われました。団結権のあり方検討会の議事録や資料は総務省ホームページに公開されています。

東備消防裁判

初回控訴審

市民の消防とするために

東備消防妨害差止め等請求訴訟初回控訴審が2月23日午前11時から広島高裁岡山支部201号法廷で行われました。

本控訴審は、東備消防職員協議会会員への嫌がらせ差止めと損害賠償の請求を争った案件で、昨年10月の原告請求棄却を受けて行われました。

初回控訴審は、弁護団の近藤弁護士が控訴状申述が行われ、約30分程度で閉廷となりました。

第2回は陳述書、証拠資料の提出などの準備期間を経て、4月13日10時30分

ら行われることになりました。

回結権獲得のさきがけに

閉廷後、岡山弁護士会館2階会議室での報告集会において記者会見を行いました。

控訴人代表の上河さんが、「被控訴人の虚偽の証

言が採用されるような裁判では司法の信頼は得られない。職員の士気を上げ、市民の消防とするためにも必ず勝ち抜く」と述べました。

また、消防職員ネットワークの松永副会長は「東備消防の若い職員もたくさん傍聴に訪れており、支援の広がりを感じている。回結権獲得に向けてのさきがけとなるよう、消防職員ネットワークも全面的に支援していく」と述べました。

稲沢市消防裁判

「名ばかり管理職」事件 続報

平成18・19年の未払い手当受給

昨秋11月の名古屋高裁での判決後、稲沢市消防当局は、管理職でない職員が「管理職手当」を受給したことは不当利得にあたるとして、原告に「管理職手当」10年間分を返還するよう求めました。原告はこの返還に応じていません。返還には議会の承認が必要になります。原告は平成18年と19年の未払い手当を受給しました。

現在、原告は20年と21年の未支給手当の受給を求め訴訟の準備をしています。

▲東備消防裁判 (2010年2月23日)



裁判状況

京都市消防職員ネットワークの会

総会開催 2月19日



総会とあわせて 緑川氏の講演

2月19日に京都市消防職員ネットワークの会は、2009年度総会を京都市消防局職員厚生会保養所音羽寮で開催しました。総会とあわせて「今役立つ消防活動キーワー

ド」(近代消防社)著者の緑川久雄さんを講師に招き、消防活動の勉強会を行いました。

若い職員中心に 変化する消防の勉強

勉強会は、木村副会長の挨拶ではじまりました。松永副会長が消防現場を取り巻く二つの問題として消防の広域化問題、いま総務省がすすめている「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」についての説明がありました。

緑川さんが「新時代の警防活動」と題する講演をしました。参加者は緑川さんの熱弁に耳を傾けていました。

変化する消防現場の現状と安全管理を中心とした勉強会をするともに、会の活動の普及を目的に実施しました。会員だけでなく一般職員に対しても広く参加を呼びかけました。

最後に2009年度総会が行われ、活動報告、予算案、活動案が承認されました。その後、緑川さんを囲み懇談会を行いました。

緑川久雄氏 講演

「新時代の警防活動」要旨

災害現場でいかにたたらか、消防の威信を高めてきた先人の技術と理論を次の世代を担う職員に伝えるのが、私たちの使命である。

政治も職場も変わる中で

そして「新時代の警防」に

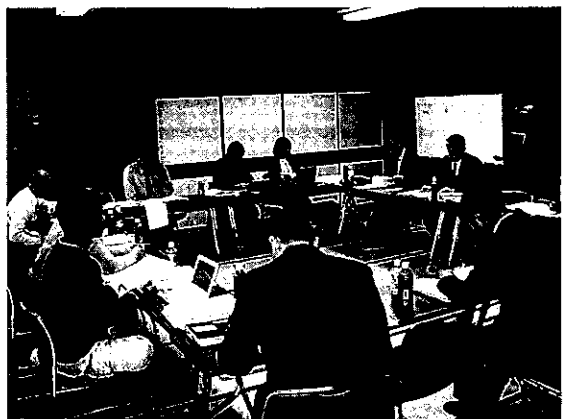
緑川氏講演に聴き入る参加者



概要

自治労連弁護団・消防問題担当者会議

団結権問題や裁判について討議 2月18日



担当者会議の様子(2010年2月18日)

2月18日に京都市で自治労連弁護団・消防問題担当者会議が開催されました。その概要をお伝えします。

消防現場問題を消防職員ネットワーク役員が自治労連弁護団の弁護士とともに考える会議です。

- 1 報告事項
 - (1) 担当者会議前回の報告
 - (2) 消防職員ネットワークの活動
- 2 討議事項
 - (1) 「消防Q&A」の設問の検討
 - (2) 消防職員の団結権問題について
 - (3) 東備消防・裁判等の状況について
 - (4) 消防広域化の推進状況報告
 - (5) 稲沢消防裁判判決後の原告のうごき・職場の動向

ついて学ばなければならぬ。「新時代の警防」とは。戦後初めての政権交代があり、政治主導で行政が行われている。私達は自分達の組織の上にいる人達の考えを汲み取っていかねばならない。消防の広域化や道州制の導入などが議論されるなかで、地方自治の形も変わりつつある。そして消防職員の団結権のあり方についても政治主導で行われている。

新時代に対応する基本は 憲法第15・28条と消防組織法第1条

消防組織内の世代交代がどんどん進んでいる。

「新時代の

安全管理の基本が自己防衛とされてきたが、指揮者が一人で隊員の安全を図ることに限界があるため、組織的に厳格な指揮をおこなう仕組みが必要になってくる。

新時代に対応する消防の任務の三つの基本は、憲法第15条2項(全体の奉仕者)、憲法第28条(勤労者の団結権)、消防組織法第1条(消防の任務)である。

消防の任務と団結権を考えると、消防に関する情報が市民に伝わらないことで一番不利を受けているのは市民である。市民の声を吸い上げ、職員が発言できる体制が必要となってきている。

自らが学び、消防の力量を増やしていき、市民の信頼を得ることができるといえる。